

宮城県公安委員会告示第101号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日時

令和5年10月4日(水)午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級合わせて20人とする。

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

- 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (6) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (7) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (8) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）。

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることをとする。

(2) 受付期間

令和5年9月11日（月）から同月15日（金）までの5日間（11日から14日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。

8 申請手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する申請手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和5年9月19日（火）から同月25日（月）まで（土、日曜日を除く。）の5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則別記様式）1通

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通
ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ
3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及
び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

(ア) 住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所地を疎
明する書面1通

(イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営
業所に属することを疎明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70
の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納
付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格
証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課